皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ガンビア国大統領アダマ・バロウ閣下の大統領就任につき、二月二十一日御祝電を発せられた。

官庁発表

官庁事項

厚生労働省国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく厚生労働省の国民の保護に関する計画（以下「厚生労働省国民保護計画」という。）を次のとおり変更したので公表する。

平成29年２月24日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第１節３⑵の１つめの○中「技術総括審議官」を「技術・国際保健総括審議官」に改める。

第１章第２節１⑴中「社団法人日本透析医会」を「公益社団法人日本透析医会」に改める。

第２章②の２つめの○中「厚生労働省文書管理規程等」を「厚生労働省行政文書管理規則等」に、「同規程」を「同規則」に改める。

第５章第４節２の１つめの・中「社団法人日本透析医会によるが、被災都道府県に伝達する被災地」を「公益社団法人日本透析医会が被災都道府県に伝達する、被災地」に改め、同節２の２つめの・中「社団法人日本透析医会」を「公益社団法人日本透析医会」に改める。

海上保安庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく海上保安庁の国民の保護に関する計画を次のとおり変更したので公表する。

平成29年２月24日

海上保安庁長官　中島　　敏

第３章第２節１⑴②及び第６章第２部中「沿岸域情報提供システム」を「海の安全情報（沿岸域情報提供システム）」に改める。

環境省国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく環境省の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成29年２月24日　環境大臣　山本　公一

環境省国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第２節１．⑵の５つ目の○を次のように改める。

○本部員は、地球環境審議官、官房長、各局長、放射性物質汚染対処技術統括官、各部長、大臣官房審議官（官房担当）、大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官、大臣官房秘書課長、大臣官房総務課長及び大臣官房会計課長とする。

第１章第２節１．⑵の６つ目の○を次のように改める。

○本部会合には、状況に応じて必要な職員を随時に参加させることができる。

第４章１．⑵の５つ目の○を次のように改める。

○本部員は、地球環境審議官、官房長、各局長、放射性物質汚染対処技術統括官、各部長、大臣官房審議官（官房担当）、大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官、大臣官房秘書課長、大臣官房総務課長及び大臣官房会計課長とする。

第４章１．⑵の６つ目の○を次のように改める。

○本部会合には、状況に応じて必要な職員を随時に参加させることができる。

求　　人

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、愛知労働局の関係労働者を代表する者佐橋茂樹の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成29年２月24日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、愛知労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成29年３月10日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　愛知労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

掲示資料

平成28年度１級及び２級管工事施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付

施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第８条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年２月24日

国土交通大臣　石井　啓一

１　平成28年度１級管工事施工管理技術検定合格者　平成28年度１級管工事施工管理技術検定に合格した者は、7,054名である。

２　平成28年度２級管工事施工管理技術検定合格者　平成28年度２級管工事施工管理技術検定に合格した者は、6,136名である。

３　合格者の受験番号の掲示　合格者の受験番号を次の国土交通省北海道開発局、同各地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局において掲示する。

・札幌市北区北八条西２丁目　国土交通省北海道開発局営繕部技術・評価課
・仙台市青葉区本町３－３－１　国土交通省東北地方整備局営繕部技術・評価課
・さいたま市中央区新都心２－１　国土交通省関東地方整備局営繕部整備課
・新潟市中央区美咲町１－１－１　国土交通省北陸地方整備局営繕部計画課
・名古屋市中区三の丸２－５－１　国土交通省中部地方整備局営繕部技術・評価課
・大阪市中央区大手前１－５－44　国土交通省近畿地方整備局営繕部技術・評価課
・広島市中区上八丁堀６－30　国土交通省中国地方整備局営繕部技術・評価課
・高松市サンポート３－33　国土交通省四国地方整備局営繕部技術・評価課
・福岡市博多区博多駅東２－10－７　国土交通省九州地方整備局営繕部技術・評価課
・那覇市おもろまち２－１－１　内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課

４　合格証明書の交付申請

⑴　申請することのできる者　一般財団法人全国建設研修センターの行う平成28年度１級又は２級管工事施工管理技術検定実地試験に合格した者

⑵　提出書類　合格証明書交付申請書及び添付書類（ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000004.htmlを参照。）